

厚木市制 70 周年記念事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和7年2月1日に本市が市制施行70周年を迎えるに当たり、この大きな節目を市全体で祝うため、厚木市制70周年記念事業（以下「記念事業」という。）を実施するものに対し、予算の範囲内において厚木市制70周年記念事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、厚木市補助金等交付規則（昭和45年厚木市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、厚木市（以下「市」という。）及び厚木市制70周年記念事業実行委員会以外のものが実施する記念事業であり、市長が必要かつ適当と認めるものとする。

2 補助対象事業は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は対象としない。

- (1) 市の信用及び品位を害し、又は害するおそれがある事業である場合
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある事業である場合
- (3) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、若しくは与えるおそれがある事業である場合
- (4) 営利を目的とし、又はそのおそれがある事業である場合。ただし、市長が特に必要であると認めるときは、この限りでない。
- (5) 暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有している者が関係している事業である場合

(補助対象者)

第3条 補助対象事業を実施できるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する個人
- (2) 市内に活動拠点がある団体又は企業
- (3) 公共的団体
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市外に活動拠点がある団体（市内に活動拠点がある団体が当該市外に活動拠点がある団体の主催又は共催するイベント等の主管である場合に限る。）その他市長が適当であると認めるもの

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、事業実施のおおむね30日前までに補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書又は実施要領等
- (2) 収支予算書

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により補助金交付申請書を受理したときは、内容を審査の上、補助金交付・不交付決定通知書により、申請者に対し結果を通知するものとする。

(補助金の交付時期)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金の交付決定を受けた補助事業者（以下「交付決定者」という。）からの補助金請求書に基づき、速やかに補助金を一括交付する。

(補助金の他用途への使用禁止)

第8条 交付決定者は、当該補助金を当該補助対象事業の補助対象経費にのみ使用し、他の用途へ使用してはならない。

(冠及びロゴマークの使用)

第9条 交付決定者は、当該補助対象事業の実施に当たり、厚木市制70周年記念冠事業取扱要綱（令和6年7月1日施行）で定める冠（以下「冠」という。）を使用するものとする。

2 交付決定者は、当該補助対象事業の実施に当たり、厚木市制70周年記念ロゴマーク使用要綱（令和6年7月1日施行）で定めるロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用することができる。

3 交付決定者は、冠及びロゴマークの使用において、前2項に掲げるそれぞれの要綱に基づく使用申請手を省略することができるものとする。

(補助対象事業の計画変更)

第10条 交付決定者は、当該補助事業の計画を変更しようとする場合（軽微な変更の場合を除く。）は、事業計画変更承認申請書に必要書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請のあったときは、内容を審査の上、事業計画変更承認・不承認通知書により、交付決定者に結果を通知するものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、当該補助事業が完了した日から30日以内に、補助金事業実績報告書に次に掲げる必要書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 領収書等の支出が分かる書類

(3) ちらし、ポスター、写真等活動内容を確認できるもの

(補助金の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて調査等を行い、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、又は変更し、交付決定者に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 補助条件に違反したとき。

(2) 第11条第1項の規定に違反したとき。

(3) 補助事業の施行方法が不適當（不正な行為を含む。）であると認められるとき。

(4) 補助事業の実績報告後、実際の補助対象経費の支出額から算出される補助金額が、既に交付した補助金額より少ないとき。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

別表

補助対象事業の区分	補助対象経費	補助率	上限額
主に地域住民を対象とする事業（各地区のイベント等）	補助対象事業に要する経費であって、次に掲げるもの (1) 設備費（設計費、施設改修費、借用費、物品購入費等） (2) 人件費 (3) その他経費（材料費、外注費、諸経費等）	2/3	5 万円
主に市内全域の住民を対象とする事業		1/2	10 万円
広く市外の住民も対象とする事業（全国大会、県大会等）		1/2	30 万円

備考 算出した額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。